



「マイナ保険証」へ移行します

今年の12月2日(月)に、現行の健康保険証の新規発行が終了し、医療機関や薬局などにかかる際は、「マイナ保険証」(事前に健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカード)によるオンライン資格確認を原則とする仕組みに移行します。

■オンライン資格確認とは

マイナ保険証を医療機関や薬局に設置してあるカードリーダーにかざすことで、加入している医療保険の資格情報等をオンラインで確認することができる仕組みです。

■国民健康保険・後期高齢者医療制度にご加入の人

現在お持ちの保険証は、有効期限の令和7年7月31日まで使用可能です。

※70歳、75歳の誕生日を迎えられる人は有効期限が異なりますので、券面記載の有効期限をご確認ください。

■資格確認書の発行

令和6年12月2日以降、マイナ保険証をお持ちでない人には現在の保険証に代わる「資格確認書」を交付します。「資格確認書」を医療機関等に提示していただくことで、引き続き受診することができます。

マイナ保険証のよくある質問

Q1. 資格確認書はどのように交付されますか？

- A1. ①12月2日以降、住所変更等、券面記載事項に変更があった場合や現在の保険証を紛失し、再発行する場合等に資格確認書を発行します。
- ②資格確認書の対象となる人には令和7年7月中旬に郵送します。現在の保険証同様に毎年8月1日に更新となります。
- ③マイナ保険証を紛失、更新中等の理由でオンライン資格確認ができない人は、申請をいただくことで「資格確認書」を交付します。

Q2. 今年の12月2日以降に医療機関等を受診する方法は？

- A2. ●マイナ保険証をお持ちの人…マイナ保険証をご利用ください。
- ※マイナ保険証を利用できない医療機関等を受診する場合は、お持ちの保険証を提示してください。
- マイナ保険証をお持ちでない人…お持ちの保険証の有効期限が切れるまでは、保険証を提示してください。

Q3. マイナ保険証を使用しているので、保険証は破棄しても大丈夫ですか？

- A3. マイナ保険証が利用できる医療機関や薬局は、マイナ保険証を持参すれば保険証がなくても受診できますが、利用できない医療機関や薬局では、引き続き保険証の提示が必要です。そのため、有効期限内の保険証は破棄しないようにしてください。

※他の医療保険に加入中の人は上記取扱いと異なる場合がありますので、詳しくは加入中の保険者へお問い合わせください。

国保
年金課

国保係 (☎82-1179)
年金高齢医療係 (☎82-1178)